

いばらき水素利用促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、いばらき水素利用促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、産学官が緊密に連携して水素に係る利活用の促進や研究開発等を支援することで、水素先進県いばらきの実現を図り、もって産業の振興と県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 水素の利活用を促進
- (2) 水素に係る研究開発及び新たなビジネスの創造などを支援
- (3) 水素に係る県民理解の促進
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、本会の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) 水素に関連する企業
- (2) 水素に関連する研究・教育を行う大学・研究機関等
- (3) その他、第2条の目的に賛同する法人及び行政機関

(入会及び退会)

第5条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会員は、別に定める退会届を会長に提出することで、退会することができる。

(役員)

第6条 協議会に、役員として会長1人を置く。

2 会長は、会員の中から総会において選任する。

3 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠として選任された会長の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(総会)

第8条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、協議会の事業及び運営に関する次の事項について審議、決定する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) その他、協議会の事業運営に関する重要事項

- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(運営幹事会)

第9条 協議会に運営幹事会を置く。

- 2 運営幹事は、会員の中から総会において選任する。
- 3 運営幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 運営幹事会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運営幹事会は、第3条に規定する事業の執行に関する事項、その他会長が必要と認める事項について審議、処理する。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、運営幹事以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会費)

第10条 協議会の会費は、当面の間、無料とする。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課内に置く。

- 2 協議会の事務局長は、茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課長をもって充てる。

(補則)

第13条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 本規約は、平成28年12月21日から施行する。
- 2 協議会設立当初の会長の任期については、第6条第3項の規定にかかわらず、協議会設立の日から平成30年度の最初の総会の日までとする。
- 3 協議会設立当初の運営幹事の任期については、第9条第3項の規定にかかわらず、協議会設立の日から平成30年度の最初の総会の日までとする。
- 4 協議会設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、協議会設立の日から始まるものとする。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。